

浜松市わがまちのシンボル花づくり事業樹木等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「わがまちのシンボル花づくり」を行う地域住民に対して、花木等を交付することにより、広く市民の花と緑に対する意識の高揚を図るとともに、市民が主体となった草の根からの花づくりや花飾りを進め、花と緑があふれる「花と緑のまち・浜松」を実現することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、自主的に「わがまちのシンボル花づくり」を実施しようとする自治会長とする。

(交付対象となる場所)

第3条 交付対象となる場所は、所有者および管理者の同意が得られている土地で、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 地元に広く開放された広場・道路脇の空地・学校・公共的な土地
- (2) 道路に接した民地(農地)
- (3) 住宅地のうち、玄関脇や庭の一部
- (4) その他、市長が認めるもの

(交付物)

第4条 交付物は、「わがまちのシンボル花づくり」に必要と認められる樹木等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、1申請あたり10万円分を上限とする。

- (1) まちのシンボル花に適するような、花が咲く樹木。原則として高さ1m内外の健全な苗木
- (2) まちのシンボル花に適するような、花が咲く多年草の花苗および球根・種子
- (3) その他、市長が認める樹木等

(交付回数)

第5条 交付回数は、1自治会につき1回とする。

(交付場所)

第6条 交付場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市が所有する浜松市緑化推進センターみどりーな
この場合において、園芸資材の運搬等は、申請者が行うものとする。
- (2) 植栽又は植樹を行うことになっている場所
- (3) その他、市長が認める場所

(交付時期)

第7条 年間を通じて交付する。ただし、植樹等不適期である7、8、1、2月は原則として行わないものとする。

(交付申請)

第8条 交付を受けようとする自治会長は、わがまちのシンボル花づくり事業用樹木等交付申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。申し込みは自治会単位とする。

（交付決定）

第9条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、わがまちのシンボル花づくり事業用樹木等交付決定通知書（第2号様式）をもって通知するものとする。

（完了報告）

第10条 交付を受けた自治会は、植え付けが完了した日以後、すみやかにわがまちのシンボル花づくり事業用樹木等交付完了報告書（第3号様式）と植樹先場所を記した育ての親リスト（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（管理）

第11条 交付を受けた苗木等の管理にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

（1）苗木等の健全な育成に努めること。

（2）植え付け後、少なくとも5年間は、伐採又は移植をしてはならない。

（3）苗木が枯死したときは、直ちに補植し、現状に回復すること。

（返還命令）

第12条 交付された苗木等を、交付決定内容と違う用途・場所等で使用した者に対し、市長はわがまちのシンボル花づくり事業用樹木等返還命令書（第5号様式）により、交付資材の返還を命ずることができる。

（協定の締結）

第13条 地域の積極的な花活動の拡大を約束するものとして、まちの花協定書を締結する。

附 則

この要綱は、平成17年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

住 所 〒

浜松市 区

自治会名

自治会長名

電話番号

わがまちのシンボル花づくり事業用樹木等交付申請書

浜松市わがまちのシンボル花づくり事業樹木等交付要綱に基づき、苗木等の交付を下記の
とおり申請します。

記

1 申請樹木等

樹 種 名	樹高 (m)	葉張 (m)	数量 (本)

2 植え付け実施予定場所 (代表的な場所を3ヵ所記入)

位置 (植栽場所の住所)	管理者名	管理者の同意	植栽本数
		有・無	
		有・無	
		有・無	

3 植え付け実施予定年月日 平成 年 月 日

4 植え付け参加者予定人数 名

5 添付書類：植え付け実施予定場所の位置図

自治会
会長 様

浜 松 市 長

わがまちのシンボル花づくり事業用樹木等交付通知決定書

平成 年 月 日付申請のあった樹木等について、下記の通り交付決定しましたので、通知します。

記

1 交付樹木等

樹種名	数量	植栽場所	備考

2 交付日

平成 年 月 日より1ヶ月以内

詳細は業者が決定次第調整させていただきます。

3 交付場所

4 管理

交付を受けた樹木等の管理にあたっては、次の事項を遵守してください。

- ・ 苗木等の健全な育成に努めなければならない
- ・ 植え付け後、5年間は伐採や移植をしてはならない
- ・ 花のまち協定書を遵守する

第3号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

自治会

会長

わがまちのシンボル花づくり事業用樹木等植え付け完了報告書

平成 年 月 日付浜松市指令緑まち花第 号により交付を受けた樹木等については、下記の通り植え付けを完了しましたので報告します。

記

1 交付の内容

樹種名	数量	植栽場所	備考

2 植樹等実施年月日

平成 年 月 日

3 添付書類

- ・ 完了写真2～3
- ・ 育ての親リスト
- ・ まちの花協定書

第4号様式

育ての親リスト（植栽した場所の一覧表）

No	管理者の氏名	所在地	植栽本数	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

第5号様式

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜 松 市 長

わがまちのシンボル花づくり事業用樹木等返還命令書

平成 年 日付浜松市指令まち花第 号をもって交付を決定通知した樹木について、次のとおり返還を命じます。

記

1 返還理由

2 返還園芸資材

3 返
還場所

園 芸 資 材 名	規 格	数 量	備 考

4 返還方法

まちの花協定書

(目的)

第1条 この協定は、_____地区において花と緑によるまちづくりを進めることにより、美しく住みやすい生活環境を地域ぐるみで築くことを目的として、「わがまちのシンボル花づくり事業樹木等交付要綱」に基づいて必要な事項を定める。

(名称および対象者)

第2条 この協定は、「_____地区花のまち協定(以下協定という)」と称する。
この協定の対象者は、自治会長及び、別表に表示する「育ての親リスト」に表示する者、浜松市長の3者とする。

(花づくりや花飾りに関する事項)

第3条 この協定の対象者は、花のまちづくりを推進するため、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 「わがまちのシンボル花づくり事業」により交付を受けた樹木等の健全な育成に努めること。特に、シンボル花を表示するプレートを設置すると共に、剪定、防除、施肥を年1回以上行うよう努めること。
- (2) 植栽後5年間は、協定に基づいて植栽した樹木等について、みだりに伐採したり、移植してはならない。万が一枯損した場合は、同等品を補植するよう努めること。
- (3) 地区内に今後何らかの植栽を計画する場合は、まちのシンボル花として定めた樹種(_____)をできるだけ植栽し、まち全体にシンボル花が拡大するよう努めること。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から5年間とする。

(協定の変更と廃止)

第5条 この協定の内容を変更・廃止しようとする場合は、対象者全員の合意を持ってその旨を定める。

(附則)

本協定締結の証として、本書2通を作成し、その1通を浜松市長が、残りの1通を自治会長がそれぞれ保管する。またその写しを協定者全員が所持するものとする。

平成 年 月 日

浜 松 市 長

自治会長